

水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の許可証の書換えについて －産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）関係－

平成 29 年 6 月 9 日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）において、水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等が定義され、平成 27 年 11 月 11 日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 376 号）において規定された水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等に係る処理基準と併せて、平成 29 年 10 月 1 日から施行されます。

産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）に係る許可の取扱いについては、施行の際現に水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を取り扱っている場合、許可証に「含む」旨の記載がなくても、処理基準を遵守することで引き続き取り扱うことができます。

滋賀県では、施行日以降の初回の更新許可申請または変更許可申請から水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は許可証に「含む」の記載を行います。施行日以降の初回の更新許可申請または変更許可申請を待たずに許可証の書換えを希望する場合は、平成 29 年 10 月 1 日以降、以下のとおり変更届出により対応します。

なお、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を取り扱わないとして許可を受けた後に、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、事業範囲の変更になりますので、変更許可申請が必要です。

1 許可証の書換えを希望する場合の必要書類

(1) 水銀使用製品産業廃棄物の場合

- ・様式第十一号（産業廃棄物変更届出書）
- ・様式第六号の二のうち第 1 面、第 4 面および第 5 面（必要に応じて第 2 面および第 7 面を追加）

(2) 水銀含有ばいじん等の場合

- ・様式第十一号（産業廃棄物変更届出書）
- ・様式第六号の二のうち第 1 面および第 5 面（必要に応じて第 2 面および第 7 面を追加）

※様式および記入例は別添のとおりです。

※新しい許可証の交付後は、速やかに旧許可証を返納してください。

※事務の集中により、許可証の書換えに日数を要する場合がございますので、ご理解願います。

2 届出受付先

- ・現状の受付窓口

産業廃棄物処理業 廃止 届出書 変 更

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

届出者(〒 -)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事

項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準
変更 用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|--|---|---|
| 廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。) | | |

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

| | |
|---------------|-----|
| (ふりがな) 名 称 | 住 所 |
| | |

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

| | | |
|---------------|---------|-----|
| (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | 本 籍 |
| | 役職名・呼称 | 住 所 |
| | | |
| | | |

廃止又は変更の理由

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

| | (特別管理) 産業廃棄物 の 種 類 | 運搬量 (t/月又 はm ³ /月) | 性 状 | 予定排出事業場の 名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う 場合には積替えまたは 保管場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地) |
|----|--------------------------|-------------------------------------|-----|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

| 3. 運搬施設の概要 | | | | | |
|-----------------|-------|-------------------|---------------|----------|-------|
| (1) 運搬車両一覧 | | | | | |
| | 車体の形状 | 自動車登録番号 又は車両番号 | 最大積載量 (kg) | 所有者又は使用者 | 備考 |
| 1 | | | | | 新・継・廃 |
| 2 | | | | | 新・継・廃 |
| 3 | | | | | 新・継・廃 |
| 4 | | | | | 新・継・廃 |
| 5 | | | | | 新・継・廃 |
| 6 | | | | | 新・継・廃 |
| 7 | | | | | 新・継・廃 |
| 8 | | | | | 新・継・廃 |
| 9 | | | | | 新・継・廃 |
| 10 | | | | | 新・継・廃 |
| 事務所の所在地 | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | ※ 付近の見取図を添付すること。 | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | 用 途 | | 容 量 | 備 考 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○車両毎の用途

○収集運搬業務を行う時間、休業日

従業員数の内訳

年 月 日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|-----------------|---------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替え又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

(3) その他

(第7面)

運搬容器等の写真

| 運搬容器等の名称 | | 用途 | |
|---|--|----|-------|
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| | | 撮影 | 年 月 日 |

| 運搬容器等の名称 | | 用途 | |
|---|--|----|-------|
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| | | 撮影 | 年 月 日 |

記入例

**産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
変更**

平成〇〇年△△月××日

(あて先)

滋賀県知事

届出者(〒520-8577)

住 所 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

株式会社 適正処理産業

氏 名 代表取締役 滋賀 一郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 077-528-0000

平成〇年△月×日付け第0250012345〇号
項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及
用する同法第7条の2第3項の規定により、
新

- ・水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等について「含む」の記載を希望する場合は、
新の欄に記載してください。
- ・いずれかの「含む」の記載を希望する場合は、
もう一方が「除く」旨を記載してください。

廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)

水銀使用製品産業廃棄物を含む(除く)
水銀含有ばいじん等を含む(除く)

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

| | |
|---------------|-----|
| (ふりがな) 名 称 | 住 所 |
| | |

(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

| | | |
|---------------|---------|-----|
| (ふりがな) 氏 名 | 生 年 月 日 | 本 籍 |
| | 役職名・呼称 | 住 所 |
| | | |
| | | |

廃止又は変更の理由 水銀使用製品産業廃棄物および水銀含有ばいじん等の取扱いを明らかにするため

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 この欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

(例)

- ・(株)〇〇で発生する廃蛍光灯を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。
- ・(株)△△の〇〇〇〇(場所、施設等)から発生するばいじん(水銀含有ばいじん等)を排出事業者が指定する産業廃棄物処分業者へ運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物については、対象となる水銀使用製品の名称を記入してください。
- ・水銀含有ばいじん等については、発生工程を簡潔に記入してください。その際、特別管理産業廃棄物に該当しないことがわかるようにしてください。

| | (特別管理)産業廃棄物の種類 | 運搬量 (t/月又はm ³ /月) | 性状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替えまたは保管場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地) |
|----|---------------------------|---------------------------------|-----|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物) | 1t/月 | 蛍光灯 | 株式会社〇〇 △△市□□町× 丁目○番△号 | | 株式会社□□ ××県〇〇市△丁目□ 番×号 |
| 2 | 金属くず (水銀使用製品産業廃棄物) | | | | | |
| 3 | ガラスくず (水銀使用製品産業廃棄物) | | | | | |
| 4 | ばいじん (水銀含有ばいじん等) | 1t/月 | 〇〇〇 | 株式会社△△ □□市××町○ 丁目△番□号 | | 株式会社×× 〇〇県△△市□丁目× 番○号 |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

| | 車体の形状 | 自動車登録番号 又は車両番号 | 最大積載量 (kg) | 所有者又は使用者 | 備考 |
|----|--|-------------------|---------------|----------|-------|
| 1 | 変更なし | | | | 新・継・廃 |
| 2 | 車両等の変更がない場合、本届出に限り 「変更なし」の記入で可とします。 | | | | 新・継・廃 |
| 3 | | | | | 新・継・廃 |
| 4 | | | | | 新・継・廃 |
| 5 | | | | | 新・継・廃 |
| 6 | | | | | 新・継・廃 |
| 7 | | | | | 新・継・廃 |
| 8 | | | | | 新・継・廃 |
| 9 | | | | | 新・継・廃 |
| 10 | | | | | 新・継・廃 |

事務所の所在地

変更なし

駐車場の所在地

変更なし

(2) その他の運搬施設の概要

| 運搬容器等の名称 | 用途 | 容量 | 備考 |
|----------|-------------|------------------|----|
| 〇〇〇〇 | 水銀使用製品産業廃棄物 | 〇〇m ³ | |
| 〇〇〇〇 | ばいじん | 〇〇ℓ | |
| | | | |
| | | | |

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

○車両毎の用途

(例)

キャブオーバ・・・水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物については、パッカー車およびプレスパッカー車への投入による運搬はできません。

○収集運搬業務を行う時間、休業日

変更なし

従業員数の内訳 変更なし

平成 年 月 日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で定める第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合計 |
|-----------------|---------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替え又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

(例)

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、〇〇〇〇という運搬方法により他の物と混合しないよう区分して運搬する。

水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないよう他の物と区分して収集・運搬することとされており、使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。

- ・水銀含有ばいじん等は、〇〇〇〇という運搬方法により運搬する。

使用する容器や具体的な運搬方法を記入してください。なお、水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付の容器入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器または梱包から漏れることのないような措置を検討してください。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

余 白

(3) その他

運搬容器等の写真

| | | | |
|---|------|----|-------------|
| 運搬容器等の名称 | 〇〇〇〇 | 用途 | 水銀使用製品産業廃棄物 |
| <p>注意事項</p> <p>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</p> <p>運搬過程において水銀使用製品産業廃棄物が破損することのない容器を使用してください。</p> | | | |
| | | 撮影 | 平成〇〇年△△月□□日 |

| | | | |
|---|------|----|-------------|
| 運搬容器等の名称 | 〇〇〇〇 | 用途 | ばいじん |
| <p>注意事項</p> <p>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</p> <p>運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。</p> | | | |
| | | 撮影 | 平成〇〇年△△月□□日 |